

ICTを活用した歩行者移動支援施策の 目指すべき方向性について

平成23年12月7日

- I ICTを活用した歩行者移動支援施策の
目指すべき方向性について

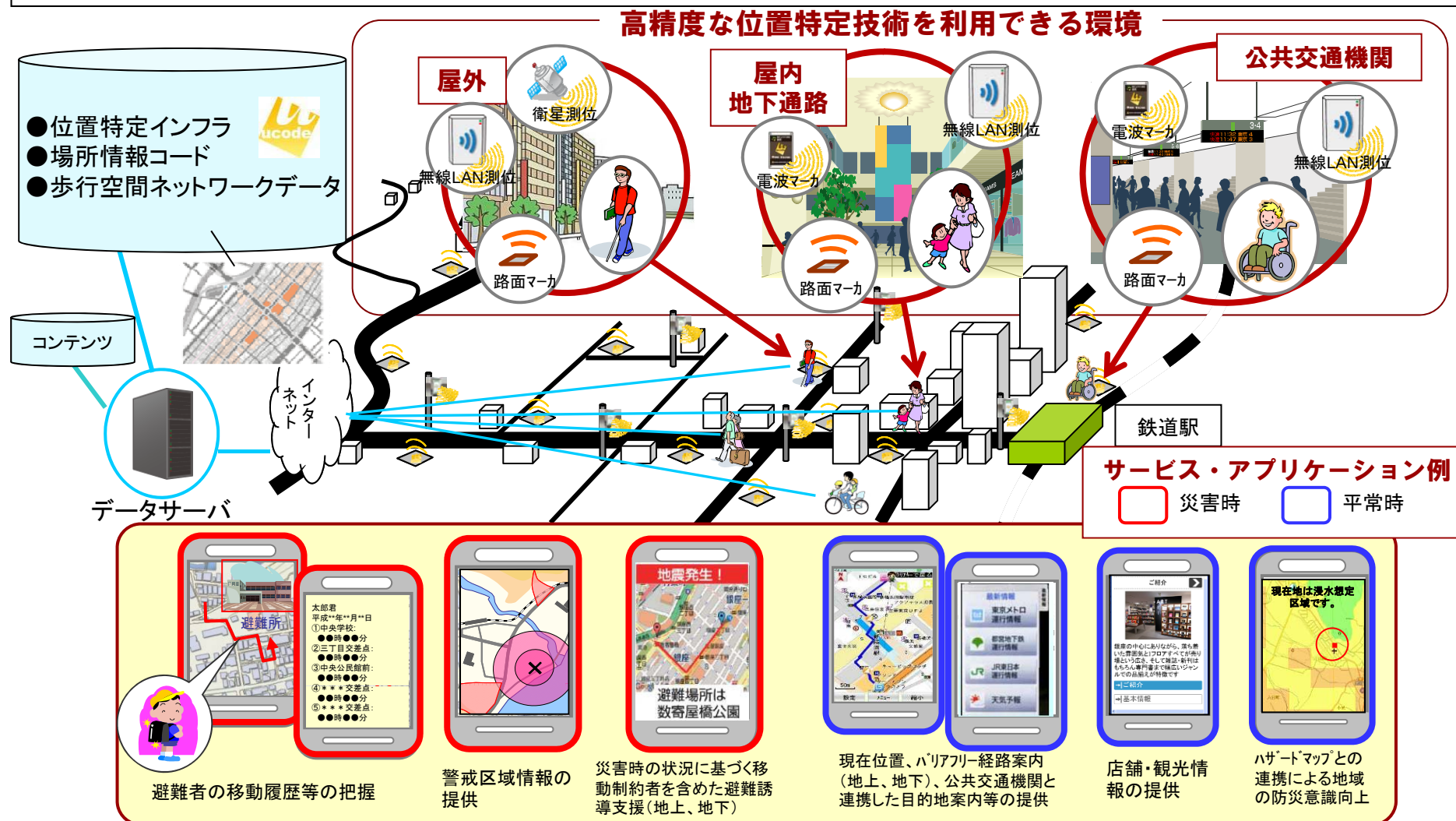
- II 継続的なサービスに向けたビジネスモデルについて

I. ICTを活用した歩行者移動支援施策の 目指すべき方向性について

- 1) 目指すべき方向性(ユニバーサル社会)
- 2) 急速な技術の革新と当面の目標
- 3) 今後のロードマップ(案)

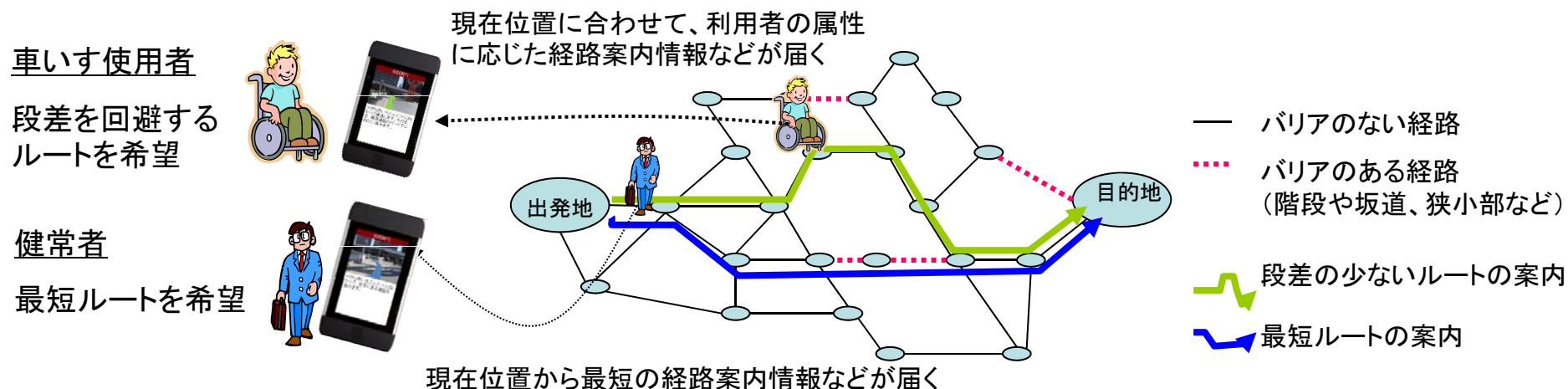
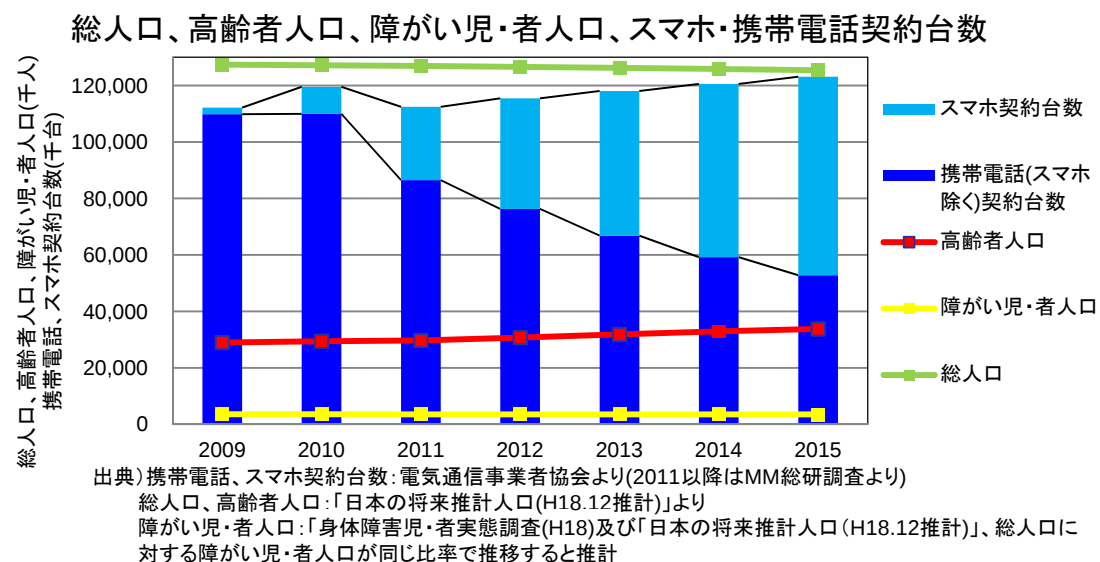
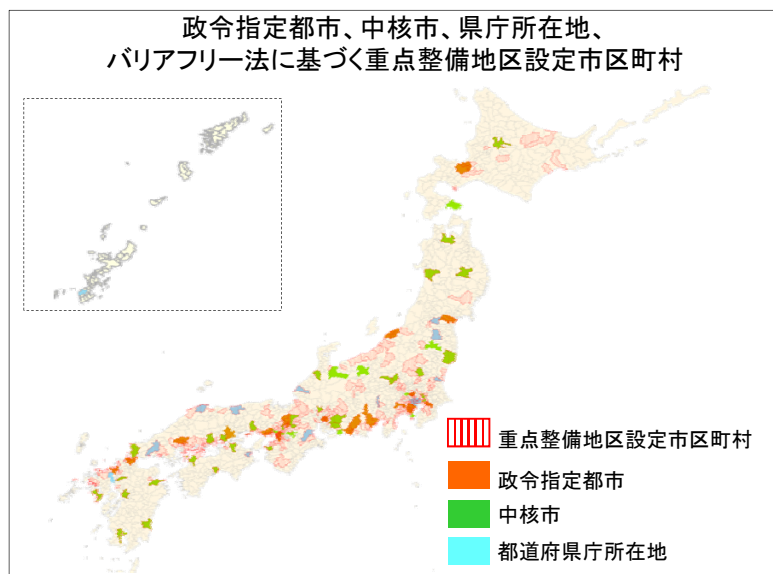
1) 目指すべき方向性（ユニバーサル社会）

- ユニバーサル社会に向けて、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進。
- 携帯機器や位置特定技術の技術革新及び場所情報コードを組み込んだ歩行空間ネットワークデータの整備によりICT(情報通信技術)を活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る。
- 高齢者などの移動機会の増加による地域活性化や観光促進、安全な社会の実現を目指す。



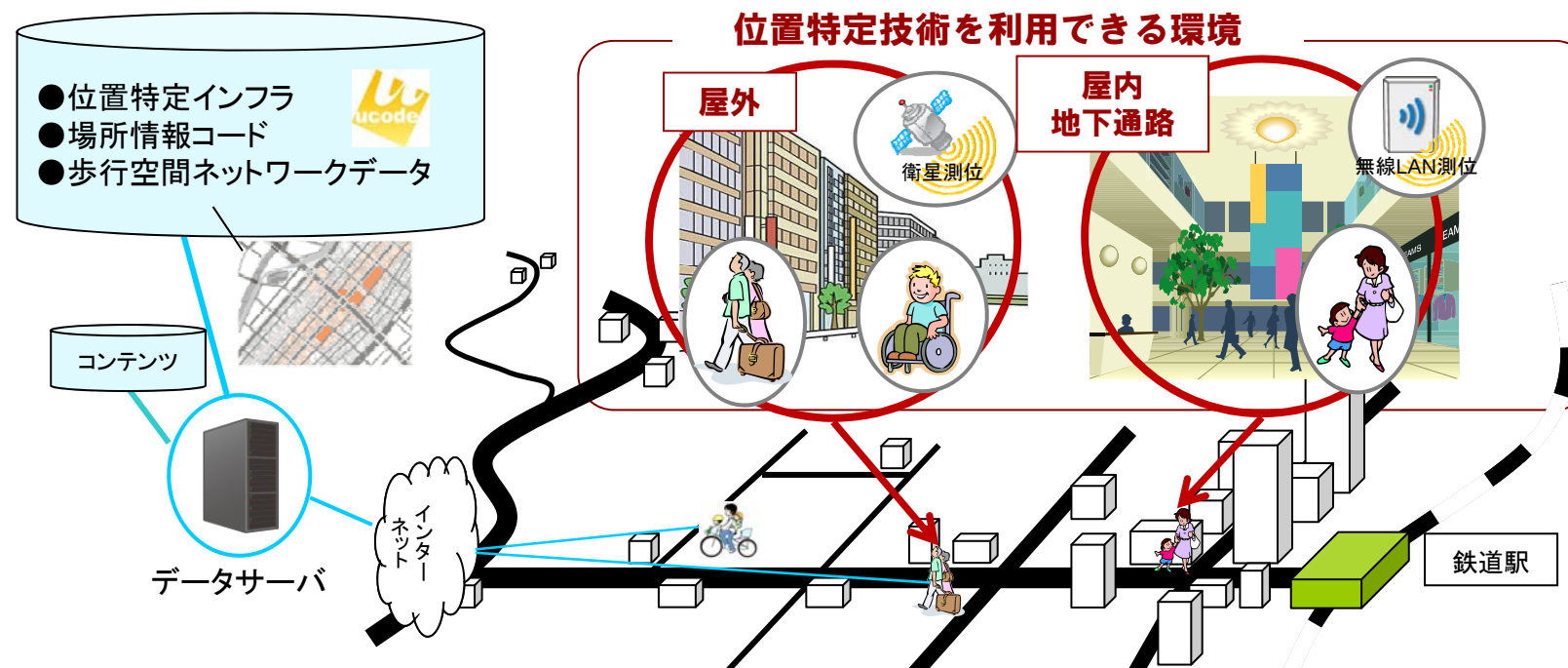
2) 急速な技術の革新と当面の目標

- ICTは、急速な技術革新が見込まれるため、常に最新技術を活用できるよう柔軟に考えておく必要がある。
- 政令指定都市、中核市、県庁所在地、バリアフリー法に基づく重点整備地区設定市区町村において、バリアフリー整備の効果を一層高めるソフト施策を合わせて実施することが重要。
- 自治体等が効率的に検討するための導入ガイドラインの作成と普及促進を図る。
- 当面の目標として歩行空間ネットワークデータによるサービスを平成26年度頃より導入促進。



2) 急速な技術の革新と当面の目標

○常に最新技術で実用化されている技術と歩行空間ネットワークデータによるサービスの実施。



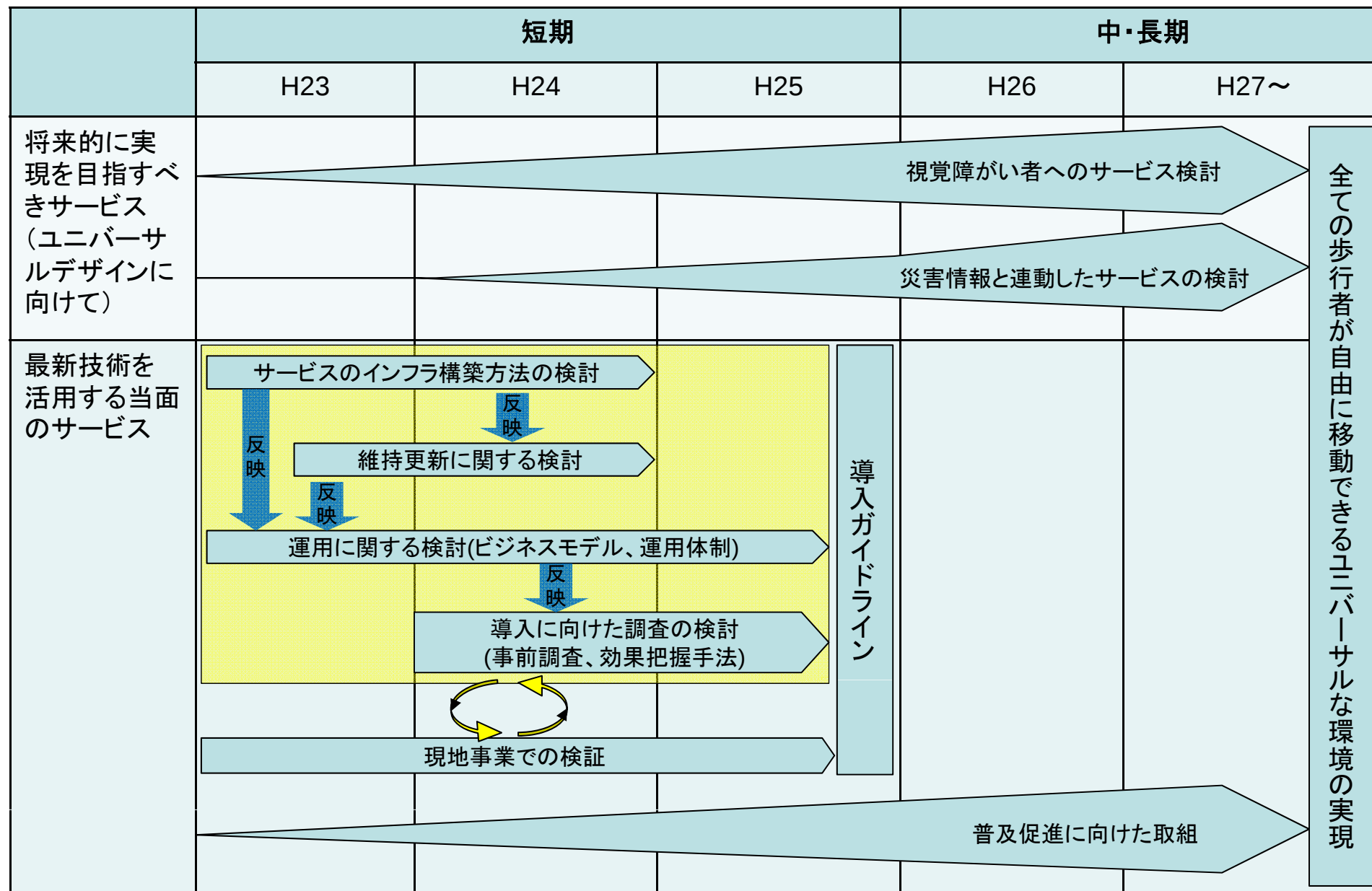
サービス・アプリケーション例



現在位置、ハリアフリー経路案内、公共交通機関と連携した目的地案内等の提供

店舗・観光情報の提供

3) 今後のロードマップ（案）



II. 継続的なサービスに向けたビジネスモデルについて

- 1) 継続的なサービスに向けての課題と方向性
- 2) 歩行空間ネットワークデータの維持更新の仕組み
- 3) 歩行者移動支援サービスへの民間活力の活用について
- 4) 歩行者移動支援サービスの普及に向けたガイドラインの作成
(目次構成)

1) 継続的なサービスに向けての課題と方向性

継続的なサービスに向けての課題		方向性
歩行者移動支援サービスの構築、維持更新	■ 歩行空間ネットワークデータの効率的な維持更新の手法が確立されていない ■ 歩行者移動支援システムの具体的な構築方法が整理されていない	■ 誰もが歩行空間ネットワークデータの維持更新に参加する仕組みの確立 ■ 歩行空間ネットワークデータ及び場所情報コードを公開し、誰もが利用可能な仕組みの構築 ■ 歩行者移動支援サービス導入ガイドラインの作成
制度・施策面	■ 地域の自主的な取り組みとして歩行者移動支援サービスが多く地域へ展開されていない	■ 歩行者移動支援サービス導入ガイドラインの作成
運用体制と導入効果	■ 持続可能な体制や仕組みが構築されていない ■ 歩行者移動支援サービスの導入効果の定量的な把握ができていない	■ 運用事例のノウハウの蓄積と提供 ■ 公共だけでなく、民の力を活用した体制の構築 ■ 現地事業での検証を通じた導入効果の把握

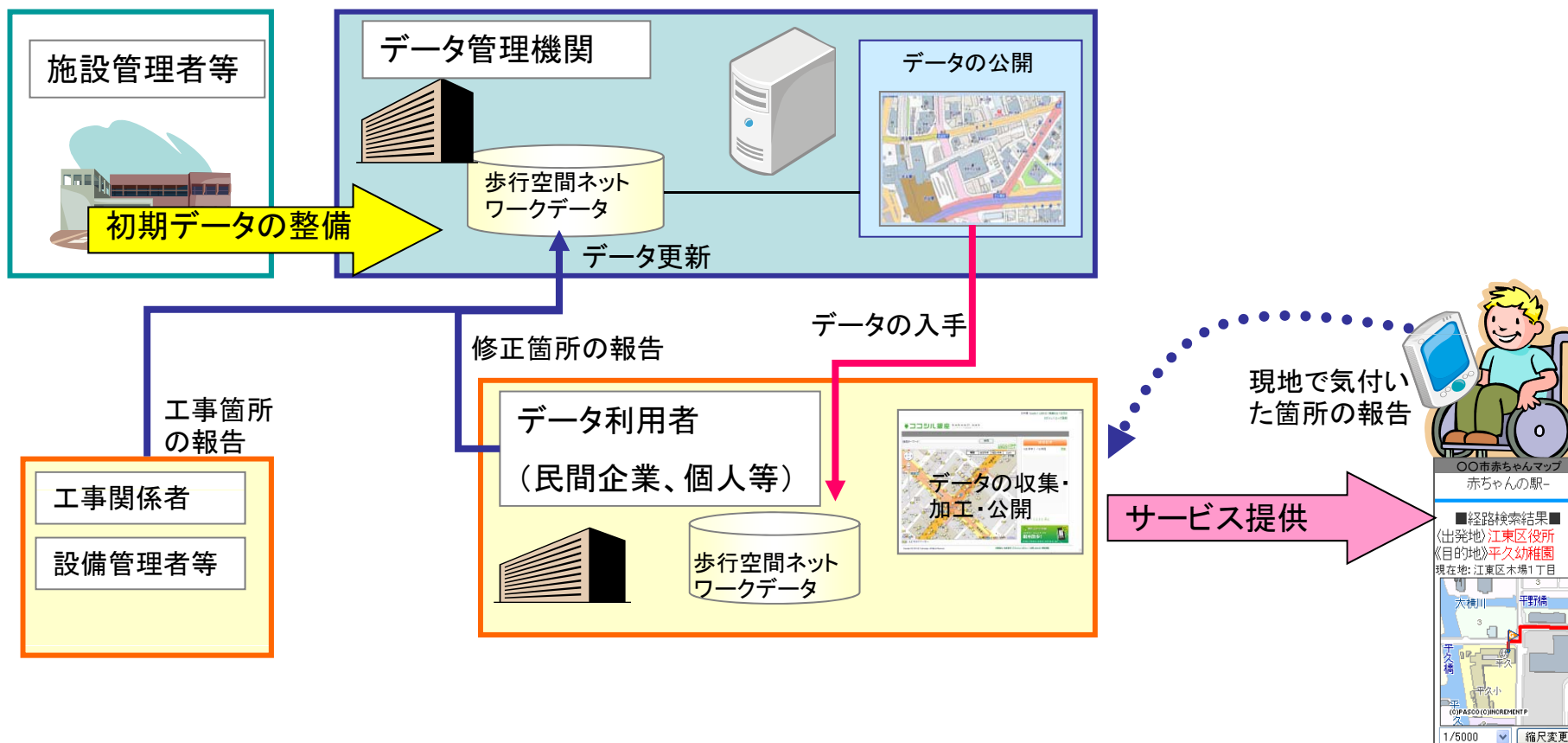
2) 歩行空間ネットワークデータの維持更新の仕組み

歩行空間ネットワークデータを広く公開し、データ利用者が自由にサービス提供に利用すると共に、サービス実施の際に修正したデータを反映する仕組みの運用。

<検討課題>

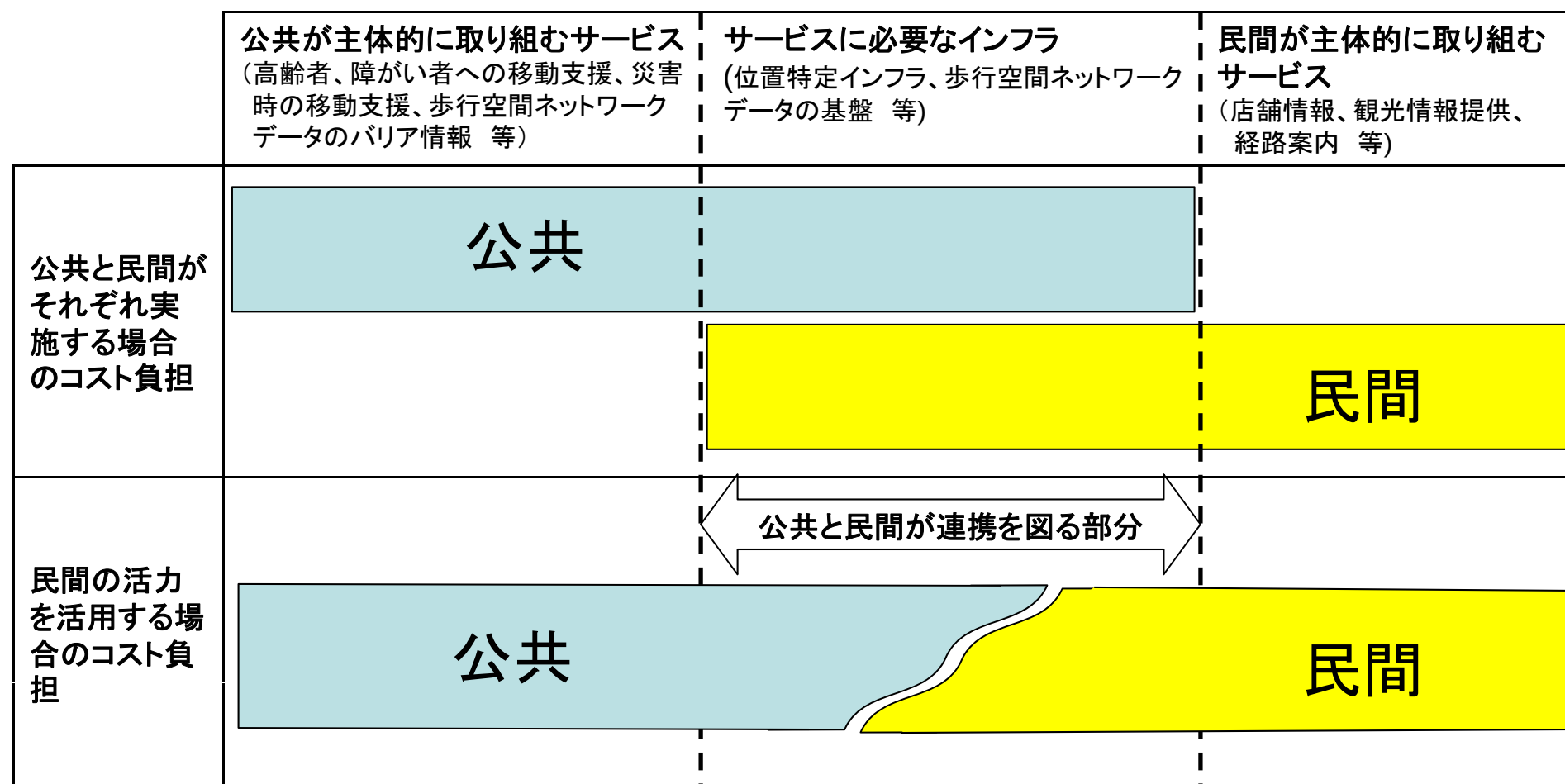
- ・歩行空間ネットワークデータ利用による事故発生時の責任(管理瑕疵)
- ・現地からの報告データの信頼性

<運用のイメージ(案)>



3) 歩行者移動支援サービスへの民間活力の活用について

- 公共＋民間によるサービスが目指すべき方向性（民間活力の姿を模索していくことが重要）。
- 公共だけでなく、民間活力を活用した体制の構築による行政の負担軽減を図ることが必要。
- 具体には、観光情報や店舗情報のサービス提供を付加することにより、インフラの運営や維持管理の費用を負担できる仕組みを構築。



4) 歩行者移動支援サービスの普及に向けたガイドラインの作成 国土交通省

歩行者移動支援サービスの普及に向け、具体的手順や各プロセスでの検討事項等を説明した導入のためのガイドラインを作成。

章	項目	概要
1. はじめに		⇒サービスの目的、導入する背景について説明
2. 歩行者移動支援サービスと導入効果	(1) サービスの内容	⇒サービスの定義、内容や導入に必要な構成要素について説明
	(2) 導入効果	⇒サービス導入により期待される効果について説明
	(3) 各地域における導入事例	⇒各地域の導入事例について、地域のニーズや課題、サービス内容、実施体制、導入コスト等を紹介
3. 標準的な歩行者移動支援サービスの導入手順	(1) 導入の手順	⇒サービス導入のための標準的なプロセスを示す ⇒各プロセスごとの関係者やその役割を示す
	(2) 実施のポイント	⇒各プロセスにおける取り組み内容を整理し、調査の手法や実施のポイントを示す
4. 各関係者に求められる役割		⇒サービス提供にあたり、各地区が設立した協議会の体制を示す ⇒協議会の準備から導入までの各構成員の役割を示す
5. 歩行者移動支援サービスで扱う情報の公開	(1) 情報公開の目的	⇒歩行空間ネットワークデータ等の歩行者移動支援サービスで扱う技術を情報公開する目的や意図を示す
	(2) 公開にあたっての留意点	⇒データの公開方法など利用者が利用しやすい形で情報を提供する方法を示す ⇒情報の品質保持等のため、関係者が守るべきルールや留意点について示す
6. Q&A ～担当者の疑問点を解決～		⇒サービス導入を検討する団体等から多く寄せられる疑問点について示す

参考 継続的に運営している地域の事例

京都地区
津和野地区

継続的に運営している地域の事例（京都地区）

①サービスの概要

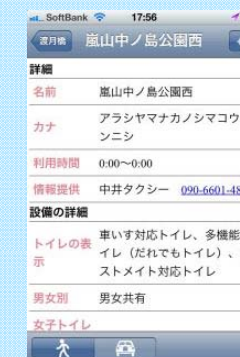
- 小さな子連れ旅行者や外国人旅行者を対象に、京都嵐山地区、宇治地区で音声ガイド情報、寺社や博物館等のトイレ、緊急時医療機関、授乳室、観光施設の位置情報の提供と経路案内を提供。
- 京都地区では、地域情報発信のアプリケーションとして他地区へ展開が容易にできる設計で作成されている。システム運営の維持費用を確保のため、システム利用団体を広く募集。

移動支援サービス(ご当地ナビ)の概要



【提供サービス】

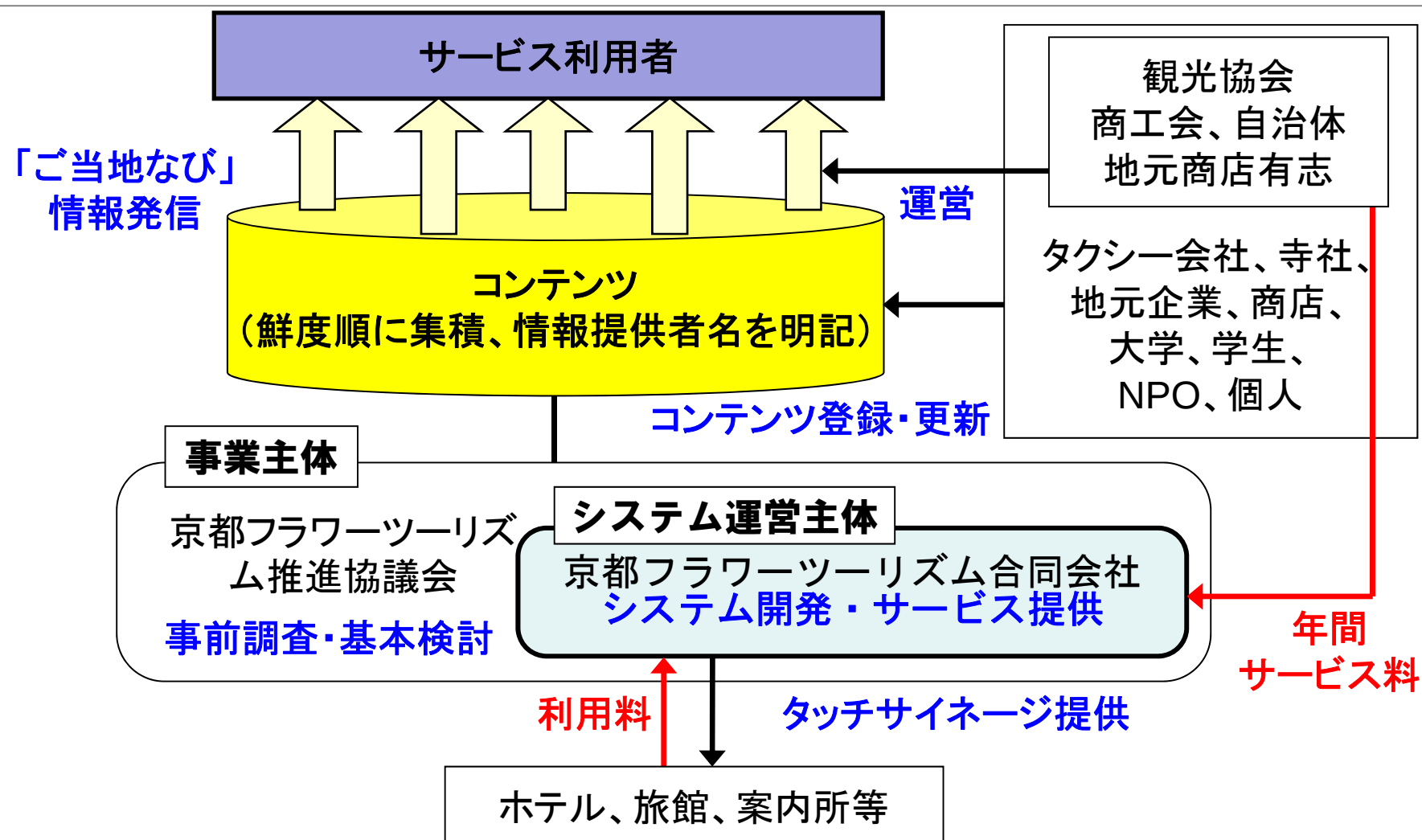
- ・**バリア情報提供**
トイレ情報(車イス対応、オストメイト対応等)、エレベータ入口情報、授乳室情報
- ・**観光情報提供**
観光情報、イベント情報、緊急医療機関情報 等
- ・**バリアフリー経路案内**
経路上のバリア情報(段差、狭幅員箇所)を踏まえて案内
- ・**まち歩きモバイルガイド**
音声で道路情報や観光ガイドを提供
- ・**交通情報**
- ・**防災情報(一部地域のみ)**



継続的に運営している地域の事例（京都地区）

②運営体制と継続的に運営するための工夫

- サービスの運用や維持更新は、地元商店街等を構成員とする協議会が実施（民間が主体的に実施）。
- 継続的な運営に向けて、協議会メンバーが自主的にコンテンツを更新できる仕組みを構築。
- コンテンツに情報提供者名を入れることで、情報提供者の宣伝効果や、情報信頼性の判断に活用。



継続的に運営している地域の事例（津和野地区）

①サービスの概要

- 外国人や高齢の観光客等を対象に、津和野町内の主要観光施設に位置特定インフラを設置し、専用端末を利用し、観光施設や商業施設、バリアフリートイレ、道路上のバリアの情報等を提供。
- 情報の更新は、商業施設などの関係者自らが実施できるように設計し、町内全体の取り組みとして実施。
- 専用端末は駅前など3箇所で貸出を実施(2011年11月時点で累計約400台の貸出)。

位置特定インフラを用いた位置の特定

(PUSH型)無線マーカ、赤外線マーカ
(PULL型)ucodeQRの3種類を利用

無線マーカ

赤外線マーカ

ucodeQR



歩行空間ネットワークデータ

津和野町内の主要観光ルート
15.7kmを整備



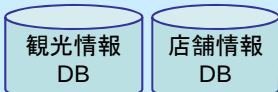
施設データ

公共施設やトイレ等の施設
データを整備



観光・店舗データ

町内の観光情報や店舗情
報を整備



携帯情報端末を使って、歩行者移動支援サービスを提供



現在位置周辺の施設や
バリア情報を表示



段差・階段などのバリア
情報を表示



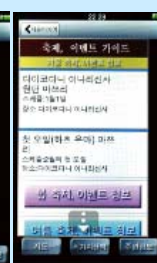
バリアフリートイレなど
の施設情報を提供



(英語)



(中国語)



(韓国語)

多言語(英、中、韓)でも利用可能

バリアフリーマップの作成にも活用

- ・歩行空間ネットワークデータのバリア情報を活用し、町のバリアフリーマップを作成
- ・歩行者移動支援システムのパンフレットに記載して利用者に配布中



パンフレットに記載されているバリアフリーマップの抜粋

継続的に運営している地域の事例（津和野地区）

②運営体制と継続的に運営するための工夫

- 津和野町が保有する設備を活用するなど官が積極的に関与。
- 端末貸出等の運営は、観光客へのサービスの一貫として津和野町観光協会が実施。
- コンテンツの維持更新は、コンテンツを提供している観光施設・商業施設が自ら更新する仕組みを構築することで、情報の鮮度を確保するとともに維持更新コストを低減。

